令和７年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本書は、富士市内に事業用資産をお持ちの方が、償却資産の申告を行うための手引きとして作成されたものです。申告するにあたり、手引きを参照し、期限内の申告をよろしくお願いいたします。なお、毎年１月１日現在における償却資産の申告は、地方税法第383条の規定により義務付けられています。

★　★　★　【　目　次　】　★　★　★

1	償却資産の申告について	・・・・・	2 ページ
2	償却資産の範囲	・・・・・	3 ページ
3	固定資産税（ 償却資産の課税 ）について	・・・・・	4 ページ
4	評価額の算出について	・・・・・	4 ページ
5	償却資産の主な種類	・・・・・	5 ページ
6	業種ごとの主な償却資産	・・・・・	6 ページ
7	建物附属設備に係わる償却資産と家屋の区分	・・・・・	7 ページ
8	テナントが取り付けた建物附属設備の課税について	・・・・・	7 ページ
9	課税標準の特例について	・・・・・	8 ページ
10	国税上の特例事項の適用について	・・・・・	9 ページ
11	固定資産税（ 償却資産の課税 ）と国税の比較	・・・・・	9 ページ
12	非課税について	・・・・・	9 ページ
13	その他	・・・・・	10 ページ
14	Q&A	・・・・・	11 ページ
15	償却資産申告書の記載のしかた	・・・・・	12 ページ
16	種類別明細書（ 増加資産・全資産用 ）の記載例	・・・・・	13 ページ
17	種類別明細書（ 減少資産用 ）の記載例	・・・・・	14 ページ
18	申告書へのマイナンバー記載について	・・・・・	15 ページ
19	地方税電子申告【eLTAX（エルタックス）】について／委任状	・・・・・	16 ページ

提出先・問い合わせ先

〒417-8601 静岡県富士市永田町１丁目１００番地

富士市役所　財政部　資産税課　償却資産担当

電話　０５４５－５５－２７４５　（直通）

富士市　償却資産　検索

提出期限・・・令和７年１月31日（金）

※ 法定申告期限は１月３１日ですが、事務処理上、**１月２０日（月）**までの提出にご協力ください。

インターネットを利用して申告することもできます。（詳細は裏表紙）

1 償却資産の申告について

1 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店などを営んでいる方、駐車場やアパートを貸している方など）です。

2 申告すべき資産

令和７年１月１日現在において**富士市内に所在する事業用資産**（他の者に貸しているものも含む）について申告してください（次ページ「２　償却資産の範囲」参照）。

3 申告の方法

（1）　**前年度(令和６年度)増減資産のみを申告された方及び前年度(令和６年度)初めて申告された方で以降は増減申告をされる方**

令和６年１月２日から令和７年１月１日までの間に増加及び減少のあった資産について申告してください。**増減のない場合**は、申告書の「19 増減なし」欄を○で囲んで申告書を提出してください。

※　**決算期以降、１月１日までの期間における資産の増減**についても、申告漏れがないよう注意してください。

（2）　**令和7年度に申告を初めてされる方及び前年度(令和6年度)電算申告をされた方**

令和７年１月１日現在、富士市内に所有しているすべての資産を申告してください。

※　**電算申告（事業者が電算処理により評価額を算出して行う申告方法）される方については、評価額を計算した全資産の明細書を必ず添付**してください。また、次年度以降も同じ申告方法を採用してください。

（3）　**申告の対象となる資産のない方、廃業及び休業などの方**

申告書の「20 資産なし」欄・「21 異動事項」欄の該当するものを○で囲み、必要事項を記載し、申告書を提出してください。

4 提出書類

① 令和７年度償却資産申告書（償却資産課税台帳）　・・・・ 緑色
② 種類別明細書（増加資産・全資産用）　・・・・ 緑色
③ 種類別明細書（減少資産用）　・・・・ 赤色

※申告書は１枚目、明細書は１・２枚目を提出し、残りを控えとして保管してください。
なお、申告書を郵送される方で控えに市の受付印を必要とされる場合は、**返信用封筒（切手を貼り、あて名書きしたもの）を同封**してください。

申告書を送付する際にはこのラベルを切り取り切手を貼った封筒に貼付してご利用ください。

✂

〒４１７－８６０１

静岡県富士市
永田町１丁目１００番地
富士市役所 財政部
資産税課 償却資産 担当　　行

＜送付前にチェック！＞

□封筒に切手を貼っていますか？
□申告書に電話番号を記載していますか？
□増加明細書に「数量」「耐用年数」を記載していますか？
□増減がない場合は申告書「19 増減なし」に○を記載していますか？

市から送付している薄緑色の封筒を申告書の提出用封筒としてご利用いただけます。自前で封筒をご用意いただくか提出用封筒を使うかはご自由にお選びください。
※どちらも切手の貼付が必要です。

2 償却資産の範囲

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

● 申告が必要な資産

令和７年１月１日現在において、事業の用に供する資産です。次のような資産も含まれます。

（ア）建物附属設備として固定資産に計上しているもののうち償却資産の課税対象となる資産。
（イ）建設仮勘定で経理している資産であっても、その一部または全部が令和７年１月１日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
（ウ）家屋分離課税に関する申告書に記載した資産。
（エ）自動車税、軽自動車税の課税対象とならない車両及び運搬具。
大型特殊自動車は登録ナンバー（「0」及び「00」～「09」、「000」～「099」並びに「9」及び「90」～「99」、「900」～「999」）の有無に関係なく償却資産に該当します。
（オ）税務会計上、売買として取り扱われるリース資産（割賦販売による購入資産）。
（カ）帳簿に記載されていない資産であっても、令和７年１月１日現在、事業の用に供している資産。
（キ）法定の減価償却を終えたが、事業の用に供している資産。（評価額の最低限度は取得価額の１００分の５）
（ク）減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産。
（ケ）遊休･未稼働の資産であっても､令和７年１月１日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
（コ）清算中の法人が所有する償却資産のうち､清算事務の用に供されている資産及び他の者に貸している資産。
（サ）取得価額が１０万円未満であっても、固定資産（個別償却）として計上している資産。
（シ）**「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」を適用する取得価額30万円未満の資産（租税特別措置法第28条の2､第67条の5､旧租税特別措置法第67条の8）。**

● 申告の必要がない資産

（ス）使用期間が１年未満又は取得価額１０万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの。
（セ）取得価額が２０万円未満で、法人税法または所得税法の規定により一括して３年間で均等に償却する資産。
（ソ）自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産。
（タ）無形固定資産（例：特許権、ソフトウエア、漁業権等）
（チ）繰延資産

○：申告対象　×：申告対象外

償却方法＼取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別償却　（サ）	○	○	○	○
中小企業特例　（シ）	○	○	○	
一時損金算入　（ス）	×			
3年一括償却　（セ）	×	×		

リース資産内容＼取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
法人税法第64条の2第1項又は 所得税法第67条の2第1項（オ）	×	×	○	○

◎ 申告に際しての留意事項

・圧縮記帳をしている資産及び下取りを伴う資産については、本来の正常な価額（圧縮及び下取り金額の差引きをしない額）で申告してください。
・割賦販売資産（リース期間終了後、借受人の所有となるものを含む）については、取得した時点から買主の所有として、買主がその資産の総額で申告してください。
・資本的支出（改良費）は、１個の資産としてみなされます。本体部と分離して申告してください。
・資産を無償で譲り受けた場合等、取得価額が不明なときは見積もり価額等で申告してください。

3 固定資産税（償却資産の課税）について

	説　　明
課税標準額	賦課期日（1月1日）現在の決定価格（評価額）です。 ただし、課税標準額の特例が適用される場合は、その資産の決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。
税率及び税額	税率……**1.4%**　　税額……課税標準額×税率
免税点	各資産の課税標準額の合計が**150万円**に満たない場合は、課税されません。 **ただし、申告は必要です。**

4 評価額の算出について

資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに評価額を算出します。

① 前年中に取得した資産

評価額 ＝ 取得価額 × （1－耐用年数に応ずる減価率／2）

減価残存率

② 前年前に取得した資産

評価額 ＝ 前年度の評価額 × （1－耐用年数に応ずる減価率）

減価残存率

[計算例] 取得価額700,000円 取得年月令和6年5月、耐用年数4年の資産の場合

※耐用年数4年に応ずる減価率は0.438（下記減価残存表参照）

令和7年度	＝	700,000 円	×（1－0.438 × 1／2）	＝	546,700 円	
令和8年度	＝	546,700 円	×（1－0.438）	＝	307,245 円	
令和9年度	＝	307,245 円	×（1－0.438）	＝	172,671 円	
令和10年度	＝	172,671 円	×（1－0.438）	＝	97,041 円	
令和11年度	＝	97,041 円	×（1－0.438）	＝	54,537 円	
令和12年度	＝	54,537 円	×（1－0.438）	＝	30,649 円	＜ 35,000 円 ★

★令和12年度で算出額が取得価額の5%(35,000円)より小さくなりますので
令和12年度以降の評価額は35,000円となります。

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955

5 償却資産の主な種類

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th colspan="2">主　な　償　却　資　産</th></tr>
<tr><td rowspan="5">1</td><td rowspan="5">構　築　物</td><td>土地に定着しない簡易な建物、又は周壁等で外界と遮断されない建物</td><td>プレハブの簡易事務所や物置・テント倉庫（家屋でないもの）、農業用ビニールハウス、カーポート、自転車置き場、資材・ごみ置き場等</td></tr>
<tr><td>土地に定着した土木設備</td><td>広告塔、門、外灯、外構工事、擁壁、煙突、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、緑化施設等</td></tr>
<tr><td>建物附属設備</td><td>特定の生産又は業務用設備（受変電設備、ボイラー、エア配管、動力配線、厨房設備等、建物から独立した諸設備）等
（7ページ「7 建物附属設備に係わる償却資産と家屋の区分」もご覧ください。）</td></tr>
<tr><td>建物の所有者と異なる者（テナント）が施工した設備</td><td>店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
（7ページ「8 テナントが取り付けた建物附属設備の課税について」もご覧ください。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※ 建物・ビルの一室等を借りて、テナント(借主)が内装等を施工した場合には、内装設備一式が償却資産に該当しますので、テナント(借主)が償却資産の申告をしてください。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">機械及び装置</td><td>製造機械設備</td><td>紙加工設備、金属加工設備、その他製造機械設備等</td></tr>
<tr><td>工作機械</td><td>旋盤、フライス盤、ボール盤等</td></tr>
<tr><td>搬送設備</td><td>クレーン、コンベヤー等</td></tr>
<tr><td>その他設備</td><td>ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置、太陽光発電設備等</td></tr>
<tr><td>3</td><td>船　舶</td><td colspan="2">モーターボート、漁船等</td></tr>
<tr><td>4</td><td>航空機</td><td colspan="2">飛行機、ヘリコプター、グライダー等</td></tr>
<tr><td>5</td><td>車両及び運搬具</td><td colspan="2">大型特殊自動車、台車等
（自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは申告不要です）
※次に掲げる要件に一つでも該当する場合は、大型特殊自動車になります。
１．農耕作業用自動車
最高速度 ３５ ｋｍ/ｈ 以上のもの
２．農耕作業用自動車以外のもの
（１） 最高速度 １５ ｋｍ/ｈ を超えるもの
（２） 自動車の長さが ４．７ メートルを超えるもの
（３） 自動車の幅が １．７ メートルを超えるもの
（４） 自動車の高さが ２．８ メートルを超えるもの
 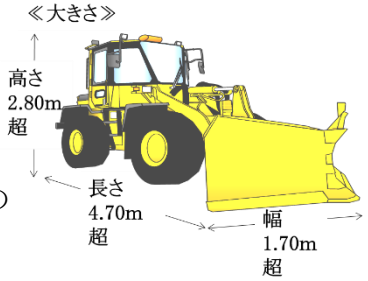

≪速度≫
最高速度15km/hを超えるもの</td></tr>
<tr><td>6</td><td>工具、器具及び備品</td><td colspan="2">ドリル、カッター等の工具、机、パソコン、複写機、理美容器具、医療機器、金庫、ロッカー、陳列ケース、自動販売機、エアコン、冷蔵庫、カラオケ等の音響機器、パチンコ台等</td></tr>
</table>

６ 業種ごとの主な償却資産

事業の種類ごとに主な償却資産を挙げました。

次に掲げる表を参考に償却資産に該当するものを申告してください。

	主 な 償 却 資 産
各業種共通	門、擁壁、植栽、舗装路面、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、 ルームエアコン、応接セット、広告看板、ネオンサイン、複写機、 パソコン、屋外給排水、受変電設備、自家発電設備、ロッカー、外灯、 キャビネット、LAN 設備、物置(家屋でないもの)、太陽光発電設備等
製紙業	変圧器、脱水機、動力制御装置、送風機、薬品タンク、ボイラー、 抄紙機、摺動シャワー設備、井戸ポンプ、デジタル台秤、 各種機械基礎工事、福利厚生設備等
機械製造業	自動梱包機、溶接機、金型、プレス機、貯水設備、 テント倉庫(家屋でないもの)、集塵機、天井走行クレーン、 各種機械基礎工事、福利厚生設備等
不動産賃貸業 (共同住宅・駐車場経営)	屋外給排水、フェンス、駐車場舗装、自転車置場、駐車場外灯、 花壇・植栽、料金収納システム、防犯カメラ等
店舗・小売 飲食業	接客用家具・備品、陳列棚、商品ケース、厨房設備、 ＰＯＳシステム・レジスター、看板、店舗内装(借家の場合)、 カラオケ設備、自動販売機、パチンコ台等
農業	ビニールハウス、ボイラー、脱穀機、稲刈機、送風機、乾燥機、 防霜ファン、噴霧機、茶刈機(乗用を除く)等
病院・診療所	各種医療機器(ベッド・手術台、X線装置、心電図、ＣＴスキャン、 歯科ユニット)、待合室椅子、駐車場舗装等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス機、溶接機、クレーン、研削機、 テント倉庫(家屋でないもの)、各種工具等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、 コンプレッサー、ポンプ、発電機、 コンテナハウス事務所（家屋でないもの）等
理美容業・エステ業	理美容椅子、洗面設備、消毒設備、美顔機、エステマット、温浴器、 サインポール等

※ 耐用年数は、固定資産台帳や所得税青色申告決算書、法人税確定申告書等でご確認ください。
または、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2、第5、第6をご確認ください。

7 建物附属設備に係わる償却資産と家屋の区分

建物附属設備には、償却資産に該当するもの と 家屋に該当するもの があります。
次に掲げる表を参考に 償却資産に該当するもの を申告してください。

	償却資産に該当するもの	家屋に該当するもの
電　気　設　備	照明設備（ネオンサイン・投光器・スポットライト・電光ニュース等） 受変電設備（変圧器・調整器・保護装置・遮断機・受配電盤等） 動力配線設備（特定の生産又は業務用の動力配線） 予備電源装置（発電機・蓄電池電源設備等） 中央監視制御装置（各種記録計・指示計・監視制御盤等） その他屋外の電気設備	一般照明用の電灯 コンセント配線等の 屋内配線
ガ　ス　設　備	特定の生産又は業務用のガス設備、屋外のガス設備	屋内配管等
給 排 水 設 備	特定の生産又は業務用の給排水設備、屋外の給排水設備 下水道設備等	屋内の給排水設備等
空　調　設　備	ルームエアコン	家屋と構造上一体となっている設備
防　災　設　備	手提げ消火器、屋外貯水槽等	消火栓、火災警報装置等
通 信 放 送 設 備	電話機、交換機、スピーカー、マイクロホン、アンプ等	配線・配管等
運　搬　設　備	天井走行クレーン、ベルトコンベアー等	家屋と構造上一体となっているエレベーター・エスカレーター等
店舗及び事業用造作設備 その他の事業用附属設備	室内装飾を兼ねた壁板、陳列棚、 取り替え容易なカウンター、簡易間仕切り等	左記以外で家屋と構造上一体となっている設備

8 テナントが取り付けた建物附属設備の課税について

建物・ビルに取り付けた建物附属設備は取付者や建物附属設備の内容によって、課税区分・納税義務者が異なります。

取付者	建物附属設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者（ビル所有者）	内装・床・壁・天井の仕上、電気・給排水・ガス設備等 ⇨	家屋	家屋所有者（ビル所有者）
	受変電設備、看板等 ⇨	**償却資産**	**家屋所有者（ビル所有者）**
テナント（借主）	内装・床・壁・天井の仕上、電気・給排水・ガス設備、看板等 ⇨	**償却資産**	**テナント（借主）**

９ 課税標準の特例について

一定の要件に該当するものについては、課税標準の特例が適用され税負担の軽減が図られますので、当該資産を取得された場合は種類別明細書の摘要欄に記載するとともに、必要書類を添えて「**固定資産税特例適用申請書**」（富士市ウェブサイトからダウンロード可）を提出してください。

（１） 先端設備等に係る特例

富士市産業政策課で認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した、一定の要件を満たす資産について、特例が適用されます。**先端設備等については、計画の認定後に取得することが必須です。**なお、計画認定の詳細については、富士市産業政策課までお問い合わせください。

<table>
<tr><td colspan="2">適用条項</td><td colspan="3">地方税法附則　第１５条第４４項</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象者</td><td colspan="3">先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等</td></tr>
<tr><td colspan="2">賃上げ方針の表明</td><td>なし</td><td colspan="2">あり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">取得期間</td><td colspan="3">令和５年４月１日以降に計画申請・認定後、以下の取得期間※1</td></tr>
<tr><td>令和5年4月1日
～令和7年3月３１日</td><td>令和5年4月1日
～令和６年３月３１日</td><td>令和6年4月1日
～令和７年３月３１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用期間</td><td>３年間</td><td>５年間</td><td>４年間</td></tr>
<tr><td colspan="2">特例率</td><td>１／２に軽減</td><td colspan="2">１／３に軽減</td></tr>
<tr><td colspan="2">設備の要件</td><td colspan="3">・投資利益率が年平均５％以上の投資計画に記載された設備
・中古資産でない</td></tr>
<tr><td rowspan="5">対象設備</td><td></td><td colspan="3">取得価額</td></tr>
<tr><td>機械・装置</td><td colspan="3">１６０万円以上</td></tr>
<tr><td>測定/検査工具</td><td colspan="3">３０万円以上</td></tr>
<tr><td>器具・備品</td><td colspan="3">３０万円以上</td></tr>
<tr><td>建物附属設備※2</td><td colspan="3">６０万円以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">主な添付書類等
（リース会社の場合は、その他に必要な書類があります）</td><td colspan="3">・先端設備等導入計画の申請書の写し
・先端設備等導入計画の認定書の写し
・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し（認定経営革新等支援機関が発行）
・賃上げ方針を表明したことを証する書類の写し（賃上げ方針の表明を行った場合）</td></tr>
</table>

※1　令和５年４月１日より前に認定を受けていた場合、４月１日以降に認定を受け直す必要があります。

※2　償却資産として課税されるものに限ります。

（2）その他の特例

その他の特例対象資産については、富士市ウェブサイトにてご確認いただくか、償却資産担当までお問い合わせください。

富士市
ウェブサイト
特例のページ

10 国税上の特例事項の適用について

法人税法または所得税法の規定により、耐用年数の短縮、償却限度額の特例等の適用を受けた資産がある場合は、その内容を種類別明細書に記載するとともに、次の書類を必ず添付してください。

（1） 増加償却を認められた資産がある場合

……所轄税務署長へ提出した「**増加償却届出書**」の写し

（2） 耐用年数の短縮・陳腐化資産の承認を受けた資産がある場合

……所轄国税局長の「**承認通知書**」の写し

11 固定資産税（償却資産の課税）と国税の比較

	固定資産税の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	**暦年（賦課期日制度）**	事業年度
減価償却の方法	**定率法** **※国税の旧定率法で用いる減価率と同様**	一般の資産は 定率法、定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成２３年４月１日以降に取得された資産は「定率法（２００%定率法）」を適用 ・平成１９年４月１日から平成２３年３月３１日までに取得された資産は「定率法（２５０%定率法）」を適用 ・平成１９年３月３１日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	**半年償却**	月割償却（一定の場合は簡便償却）
圧縮記帳の制度	**認めない**	認める
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	**認めない**	認める
増加償却（所得税、法人税）	**認める**	認める
評価額の最低限度	**取得価額の１００分の５**	備忘価額（１円）まで
改良費	**区分評価**	合算評価

12 非課税について

地方税法第３４８条第２項各号、第４項、第５項、第６項、第８項、第９項および同法附則第１４条第１項～第３項に規定する資産は、非課税の対象となります。当該資産を取得された方は、種類別明細書に記載するとともに関係資料（許認可、設計図等の写し）を添えて、「**非課税適用申告書**」を提出してください。

※「非課税適用申告書」が必要な方は、償却資産担当までお問い合わせください。

13 その他

（1） 電算処理方式による独自の様式の種類別明細書での申告について

電算処理により評価額を算出して申告する方は、次の事項に留意して申告してください。

（ア）全国的に統一された様式による記載項目のすべてを記載すること。

（イ）全資産について評価額計算を行うこと。

（ウ）課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載した様式であること。

（エ）種類別明細書は種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。

（オ）資本的支出（改良費）については、新たな資産の取得とみなし、本体部と区分して評価額計算を行うこと。

（カ）評価額計算上の償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出（改良費）の１００分の５までとすること。

（キ）この申告方法を継続して採用すること。

（ク）提出する申告書の欄外右上に、当市送付の申告の案内（ハガキ）に記載されている、所有者コード【 ***所有者コード例:0898765412*** （10桁）】を記入すること。

（2） 虚偽の申告または不申告の罰則

正当な理由がなく申告をしなかった場合には、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、罰金を科されることがあります。（地方税法第 368 条、第 385 条、第 386 条、富士市税条例第 83 条、第 86 条）

なお、申告が遅れた資産については遡って過年度分が課税されますのでご了承ください。

（地方税法第 17 条の５第１項、富士市税条例第５条）

（3） 実地調査のお願い

地方税法第４０８条の規定に基づいて毎年実地調査（次ページ「Ｑ６」参照）を行っております。その際は、ご協力をお願いいたします。

なお、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

（4） 閲覧制度について

申告に基づき決定した価格等につきましては、償却資産課税台帳に登録され、閲覧することができます。なお、令和７年度閲覧期間中、４月１日（火）から４月３０日（水）までの期間については閲覧手数料が無料となります。

（5） 納税通知書について

納税通知書は４月中旬の発送を予定しています。ただし、提出期限後に申告書を提出された場合には、後日、税額を再計算し(再)送付することがあります。

（6） 申告用紙について

申告用紙が不足する場合は、資産税課償却資産担当までご連絡ください。また、申告用紙は富士市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

※ 既に申告されている資産と現在所有している資産に差異がないか、必ず確認をお願いします。

※ 当初の申告内容に修正が必要になった場合、修正申告は年間を通して受け付けております。

14 Q & A

Q1 資産の数が少ないのですが、申告が必要ですか？

⇨ Ａ１　申告が必要です。また、資産の増減が無い場合でも、償却資産申告書(償却資産課税台帳）右下の「１９増減なし」欄を○で囲んで提出をお願いします。

Q2 減価償却済みの償却資産は申告が必要ですか？

⇨ Ａ２　申告が必要です。法定耐用年数を過ぎ減価償却が済んだ償却資産も事業の用に供している限り申告が必要です。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の５％となっています。

Q3 決算や確定申告において減価償却費を計上していませんが、申告の必要はありますか？

⇨ Ａ３　減価償却費を計上しているか否かに関係なく、申告が必要です。

Q4 申告内容に誤りがありました。どうすればよいですか？

⇨ Ａ４　修正申告をお願いします。随時受け付けております。
税額を再計算し、過年度に遡って課税または還付されることがあります。

Q5 税務署に会社解散の届けを出しました。市役所にも解散の届けを出す必要がありますか？

⇨ Ａ５　申告書により、解散の届けを提出する必要があります。
償却資産申告書(償却資産課税台帳）右下の「２１異動事項」休業・廃業・解散等の該当する項目の欄を○で囲み、その年月日を記入の上、提出をお願いします。

Q6 実地調査とはどのようなものですか？

⇨ Ａ６　富士市では、皆様から申告していただいた申告書を基に、地方税法第４０８条の規定により、現地事務所・事業所等を訪問し、調査を実施しています。
この調査では、償却資産に関する帳簿書類(固定資産台帳・決算書・確定申告書等)と申告内容を、照合させていただきます。

Q7 納税通知書と併せて送付される課税明細書に償却資産の記載がないのはなぜですか？

⇨ Ａ７　申告していただいた資産については、皆様がそれぞれ管理されている償却資産の帳簿書類(固定資産台帳・決算書・確定申告書等)や申告書の控えにてご確認いただくという考えから、富士市では課税明細書への記載を省略しております。
また、各資産の評価額や課税標準額については、申告の方法が電算申告（全資産申告）の場合、皆様自身で計算していただいた金額を採用しておりますので、その作成データや申告書の控えにてご確認ください。他方、申告の方法が増減申告の場合は、毎年４月１日から４月３０日まで（平日のみ。３０日が休日の場合は、翌営業日)、資産税課の窓口で閲覧帳簿により、課税台帳に登録された事項（各資産の評価額や課税標準額を含む）を確認することができます。(無料)

？ 申告書の記載方法がわからない場合・・・

申告書の記載方法がわからない場合は、資産税課(市役所３階南側)へお早めにご相談ください。なお、次の書類をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることができます。

●個人の場合
- 簡易帳簿（固定資産台帳）
- 所得税青色申告決算書
- 契約書・工事見積書等(共同住宅の場合)
- その他減価償却資産の明細のわかる書類

●法人の場合
- 固定資産台帳
- 法人税確定申告書
- その他減価償却資産の明細のわかる書類

15 償却資産申告書の記載のしかた

見本

令和 7 年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印

令和 7 年 1 月 22 日

富士市長 殿

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により付された個人番号又は法人番号を右詰めで記載してください。

※所有者コード 0898765432

提出用 09876

第二十六号様式（提出用）

所有者	（ふりがな）1 住所（または納税通知書送達先）	〒417－0055 ふじしながたちょう1ちょうめ1ばんち 富士市永田町1丁目1番地 （0545－51－0123）
	（ふりがな）2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	ふじせいぞうかぶしきが 富士製造株式会社 代表取締役 富士 一郎 （屋号 ）
3 個人番号又は法人番号	01000200030 00	
4 事業種目（資本等の金額）	自動車部品製造業 （ 百万円）	
5 事業開始年月	昭和60年 4月（決算月 3月）	
6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理係 富士 雅子 （0545－55－2744）	
7 税理士等の氏名	東海税理士事務所 東海 太郎 （0545－55－2745）	
8 短縮耐用年数の承認	有・無	
9 増加償却の届出	有・無	
10 非課税該当資産	有・無	
11 課税標準の特例	有・無	
12 特別償却又は圧縮記帳	有・無	
13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法	
14 青色申告	有・無	

個人については住民登録地、法人については経理を行っている住所（又は納税通知書送付先）を記載してください。

資産所有者の氏名（法人にあっては、法人名及び代表者の氏名）を記載してください。個人の場合は屋号も記載してください。

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)－(ロ)＋(ハ))(ニ)
1 構築物	6 530 000	800 000	9 500 000	15 230 000
2 機械及び装置	96 800 000	5 200 000	19 050 00[illegible]	110 650 000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	3 635 000	2 500 000	700 000	1 835 000
6 工具、器具及び備品	3 838 000	485 000	1 462 000	4 815 000
合計	110 803 000	8 985 000	30 712 000	132 530 000

税理士等が関与している場合は、税理士等の氏名・電話番号を記載してください。

資産の種類	評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
6 工具、器具及び備品			
合計			

市内における事業所用家屋について、自己所有か借家（テナント）か、該当する方を○で囲んでください。いずれもある場合は両方を○で囲んでください。

（ホ）（ヘ）（ト）は記載する必要はありません。
※ただし、電算申告される方は記載してください。

前年中に償却資産の増減がない場合は、○で囲んでください。

該当する箇所を○で囲み、異動年月日、旧住所等、参考となる事項を記載してください。

15 富士市内における事業所等資産の所在地	① 永田町1丁目1 ② 五貫島100 ③
16 借用資産（有・無）	貸主の名称等 富士市永田町2丁目1 ㈱富士リース
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家
18 備考（添付書類等）	特例適用資産有 特例適用申請書類提出 先端設備等導入計画の申請書 申告漏れ資産あり 取得価額訂正資産あり
19 増減なし	20 資産なし
21 異動事項	休業 廃業 解散 市外転出 名称変更 住所変更 法人成
異動年月日	年 月 日
変更前	

市内における資産所在地を記載してください。また、2つ以上の資産所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、主な所在地の番号を○で囲んでください。

借用資産（リース資産等）がある場合、「有」を○で囲み、貸主の住所及び名称等を記載してください。

添付した書類の名称、非課税、特例の適用条項等、この評価について参考となる事項を記載してください。

この冊子（P3）の「償却資産の範囲」に該当する資産がない場合は、○で囲んでください。

16 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

見 本

令和 7 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

（提出用）

第二十六号様式別表一（提出用）

※所有者コード	所有者名	1枚のうち 1枚目
0898765432 09876	富士製造株式会社	

行番号	資産の種類	※資産コード	資産の名称等（漢字も使用可）	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	※価額	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	1		工場緑化施設	1	R	6	3	1,500,000	7					1・2・3・4	
02	1		アスファルト舗装	1	R	6	3	600,000	10					1・2・3・4	
03			コンクリート塀	1	R	6	3	2,400,000	30					1・2・3・4	
04			屋外給排水設備	1	R	6	3	5,000,000	15					1・2・3・4	
05			切断機	1	H	25	3	5,250,000	10					1・2・3・4	沼津工場より移設
06			新型金属加工機Ｆ223型	1	R	6	9	10,800,000	10					1・2・3・4	特例適用 附則第15条第44項
07			太陽光発電設備	1	R	5	12	3,000,000	17					1・2・3・4	申告漏れ
08			ホイールローダー	1	R	6	8	700,000	2					1・2・3・4	
09			応接いす	1	R	6	4	540,000	8					1・2・3・4	
10	6		エアコン２.８ＫＷ	1	R	6	6	270,000	6					1・2・3・4	
11	6		ロッカー	2	R	6	10	220,000	15					1・2・3・4	
12	6	22	複写機	1	R	2	4	432,000	5					1・2・3・4	資産コード6-22 取得価額修正
13														1・2・3・4	
20															
			小 計	13				30,712,000							

注意 「増加事由」の欄は、１新品取得、２中古品取得、３移動による受入れ、４その

以下から当てはまる数字を記載してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

資産を取得するために、直接支出した金額のほか当該資産を事業の用に供するために要した費用（手数料・関税・据付手数料等）も含まれます。

該当する増加事由の番号に○をつけてください（下欄注意書き参照）。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１、第2、第5、第６に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合、または国税局長の承認を得た短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記載してください。

漢字、ひらがな、カタカナ、英数字を使用し左詰で記載してください。 最大40字まで登録できます。

資産の名称等について、漢字やひらがな等の登録が出来るようになりました。
ただし、既に登録されているカナ文字の資産については、漢字やひらがな等への変更はできませんのでご了承ください。（登録内容の修正を伴う場合は、変更可能です）

資産を実際に取得した（決算帳簿記載の取得・事業供用）年月を記載してください。年号はＳ（昭和）、Ｈ（平成）、Ｒ（令和）で記載してください。

※印のある欄は記載する必要はありません。ただし、電算申告される方は記載してください。

当該資産について、次のような事項を記載してください。
①前年前取得の資産を新規に申告する場合は“申告漏れ”等を記載
②課税標準の特例の適用を受ける資産について、その適用条項を記載
③割賦販売資産等売主が所有権を留保している資産については、その旨（売主の名称等）を記載
④耐用年数の変更があった場合には、その旨を記載
⑤中古資産で見積耐用年数を適用している資産については、その旨を記載
⑥短縮耐用年数を適用している資産については、その旨を記載
⑦増加償却を行っている資産については、その旨を記載

17　種類別明細書（減少資産用）の記載例

見　本

（提出用）

第二十六号様式別表二（提出用）

令和　7　年度

種類別明細書（減少資産用）

※所有者コード	所有者名	1 枚のうち
0898765432 09876	富士製造株式会社	1 枚目

行番号	資産の種類	※資産コード	資産の名称等（漢字も使用可）	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	減少の事由及び区分 1全部 2一部	摘要
01	1	1	ホソウ ロメン	1	S	60	4	800,000	10		1・(2)・3・4	(1)・2	
02	2	1	ボールバン	1	H	18	4	200,000	12		(1)・2・3・4	1・(2)	取得価額60万円(数量3)のうち20万円(数量1)分減少 残額40万円
03	2	2	プレスキ ２５トン	1	H	18	6	5,000,000	12		1・2・(3)・4	(1)・2	沼津工場へ移設
04	5	1	パワーショベル	1	H	28	8	2,500,000	4		1・(2)・3・4	(1)・2	
05	6	1	オウセツイス	2	H	25	1	85,000	8		1・(2)・3・4	(1)・2	
06	6	22	フクシャキ	1	R	2	4	400,000	5		1・2・3・(4)	(1)・2	取得価額修正
07											1・2・3・4	・2	
08											1・2・3・	・2	
09													
10													
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・		
13											1・		
14											1・		
15											1・		
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18													
19													
20											1・2・3・4	1・2	
			小　計	7				8,985,000					

減少した資産の種類、資産コード（市が付番したもの）、名称等、数量、及び取得年月を記載してください。
※資産コードについては、事業者側の台帳整理番号等ではなく、市が付番したコード（種類別明細書(資料用)を参照）を記載してください。

減少した資産の取得価額を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

当該資産について適用していた耐用年数を記載してください。

該当するものを○で囲んでください。

減少区分が「２ 一部」に該当する場合は、次の例のように記載してください。
〈例〉取得価額６０万円(数量３)のうち
２０万円(数量１)分減少　残額４０万円

その他、資産が減少したことについて必要な事項を記載してください。

申告年度は記載する必要はありません。

〔注〕取得価額等の修正がある場合は、
種類別明細書（増加資産・全資産用）→正しい取得価額等及び摘要欄に資産の種類・コードと修正内容（例：6-22　取得価額修正）を記載してください。
種類別明細書（減少資産用）→資産の種類・コード、修正前の取得価額等及び摘要欄に修正内容を記載してください。

18 申告書へのマイナンバー記載について

（1）マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載について

申告の手引き P.12（15　償却資産申告書の記載のしかた）をご参照いただき、個人の方は 12 桁のマイナンバー（個人番号）を、法人にあっては 13 桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰で記載してください。

（2）本人確認資料の添付について（個人の方のみ。法人は不要）

マイナンバーを記載した申告書をご提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認および代理権確認）を実施いたします。窓口または郵送での申告の際、以下の ① または ② の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ１種類ずつ申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、ｅＬＴＡＸ（電子申告）による申告の場合、電子証明書等により本人確認を行うため、本人確認資料の添付は不要です。

※通知カードの廃止に伴い、通知カードに代わり送付される「個人番号通知書」は、マイナンバー確認資料および身分確認資料としてはご利用できませんので、ご注意ください。

① 本人が申告書を提出する場合（以下の資料を各１点）

	マイナンバー確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	・マイナンバーカード（裏面）↓ ・住民票（マイナンバー記載） ・通知カード（記載事項に変更がない場合に限る）等	・マイナンバーカード（表面）↓ ・運転免許証 ・旅券（パスポート）等

※当市から送付された「申告の案内」（ハガキ）の添付、または、当市から送付された「住所・氏名が印字された申告書」での申告により身元確認資料の代用ができます。

② 代理人が申告書を提出する場合（以下の資料を各１点）

	本人のマイナンバー確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	・本人のマイナンバーカード（裏面） ・本人の住民票（マイナンバー記載） ・本人の通知カード （記載事項に変更がない場合に限る）等	・代理人のマイナンバーカード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の旅券（パスポート） ・代理人の税理士証票　等	・税務代理権限証書 ・委任状（裏面参照） 等

（3）その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書へのマイナンバーの記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

前回までの申告で、上記の本人確認書類を添付していただくことにより、有効にマイナンバーを取得できた方については、次回から本人確認書類の添付を省略していただいて差し支えありません。ただし、マイナンバーに変更があった場合は、再度、本人確認書類のご提出をお願いいたします。

19 地方税電子申告について

便利な電子申告をぜひご利用ください！

償却資産の申告はインターネットを利用した地方税電子申告【eLTAX（エルタックス）】をご利用いただけます。

♦♦♦電子申告のメリット♦♦♦

◆ **インターネットにより、オフィスや自宅から申告できます。**

→ 印刷代や郵送料が掛からず、窓口に行く手間も省けます。

◆ **一度の電子申告で、資産が所在している複数の地方団体に一括で申告が可能です。**

→ 地方団体ごとに申告書を作成する必要はありません。

◆ eLTAX対応の市販の税務・会計ソフトがなくても、eLTAXウェブサイトからダウンロード可能な**無料でご利用いただけるeLTAX対応ソフトウェア【PCdesk】を利用して電子申告ができます。**

【ＰＣｄｅｓｋ】

・申告書への**自動入力や自動計算などの申告書作成支援機能**があります。

・**ご利用中の税務・会計ソフトがｅＬＴＡＸ未対応であっても、**ご利用のソフトから作成した申告データをＣＳＶで出力すれば、**ＰＣｄｅｓｋで取り込んで電子申告用の申告書を作成**することができます。

ｅＬＴＡＸご利用の流れ

※市販のソフトウェアやPCdesk

① 利用届出 ▶ ② 手続き完了通知の受領 ▶ ③ eLTAX対応ソフトウェア※の取得 ▶ ④ 電子申告

ｅＬＴＡＸやＰＣｄｅｓｋに関するお問い合わせ

ご利用にあたっての詳しい情報は、eLTAXウェブサイトをご覧いただくか、eLTAXヘルプデスクへお電話にてお問い合わせください。

eLTAXウェブサイト ： **https://www.eltax.lta.go.jp/**　エルタックス　検索

eLTAXヘルプデスク ： **０５７０－０８１４５９**（ハイシンコク）（IP 電話や PHS：03-5521-0019）

9:00～17:00　月～金（土日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は休業）

委任状

（代理人）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め下記の事項を委任します。

記

償却資産申告に伴う個人番号および本人確認資料の提出

令和　　年　　月　　日

（委任者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（※）生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

※委任者の氏名は自書してください。自書でない場合は記名押印してください。

※委任状は、個人の方がマイナンバーを記載した申告書を税理士などの代理人を通じて提出する際に必要です。